

名誉会員の推薦について

下記に基づき、名誉会員を推薦しています。

■ 名誉会員の取り扱い

【定義】(名誉会員規程第2条)

本会または木材利用システム学の発展に著しく貢献し、または貢献することが期待される者に対し、授与する称号である。

【推薦および審査手続き】(同第3条)

名誉会員は、理事会で決定し、本人がその推薦を承諾した場合に就任する。

(1) 理事会は名誉会員に推薦されるべき者を会員に対し公募することとする。このとき、理事による推薦を妨げない。

(2) 会員は、所定の様式を提出することで、名誉会員候補者を推薦できる。

(3) 理事会は、前号の様式に基づき名誉会員候補者を審査しなければならない。

【権利と責務】(同第5条)

名誉会員は、次の各号に挙げる責務と権利を有する。

(1) 本会ならびに木材利用システム学の発展に努めること。

(2) 名誉会員の氏名をホームページ、広報等、本会が発行する媒体に掲載されること。

(3) 名誉会員の論文、著書、名刺、その他講演等の対外発信において、名譽会員の称号を使用できること。

■ 現在の名誉会員一覧 (敬称略)

今村祐嗣、鮫島正浩、有馬孝禮、鈴木滋彦、矢野浩之

終身会員の推薦について

下記に基づき、終身会員の推薦を受け付けています。

■ 特別会員規程における終身会員の取り扱い

【区分について】(特別会員規程第2条(2))

①本会の運営・発展に特に尽力した個人会員で、10年以上会費を納入し定年退職した者。このとき、会費納入済みの期間は、企業会員が登録する個人登録会員および個人会員の在籍期間を通算することができる。②10年以上会費を納入した企業会員が登録する個人登録会員で、当研究会の運営に特に貢献したと認められる会員で、定年退職によってその企業の登録会員でなくなる者。③その他、本会の運営上必要である者。」で議決権を有しない。

【認定の手続き】(特別会員規程第3条)

会員1名以上の推薦で候補者となり、理事会での審査を経て入会する。

■ 現在の終身会員一覧 (敬称略)

近藤邦彦、佐藤友彦、三輪滋、長谷川賢司、高橋富雄